

事 務 連 絡

平成 24 年 5 月 25 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

専務理事 矢ヶ崎 忠夫

大韓民国へ搬入される犬猫の輸入検疫基準の改正について

このことについて、平成 24 年 5 月 15 日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室課長補佐（検疫業務班担当）から別添写しのとおり通知がありました。貴会関係者へ周知方よろしく申し上げます。

このたびの通知は、今般、韓国農林水産検疫検査本部から、在韓国日本国大使館を通じて、平成 24 年 12 月 1 日より下記のとおり表題の基準に関して改正される旨の広報の協力要請が農林水産省にあったため、関係者への周知の協力を依頼したものです。

記

- ・平成 24 年 12 月 1 日より、マイクロチップ移植及び狂犬病の中和抗体が検査義務化されること
- ※ただし、我が国は狂犬病清浄国であるため、韓国に犬猫を搬入する際の狂犬病ワクチン接種及び抗体検査は免除されます。

(参考)

韓国農林水産検疫検査本部ホームページ URL (英語)

http://www.qia.go.kr/english/html/Animal_livestock/02AnimalLivestock_007-8.jsp

以上

本件のお問い合わせ先

公益社団法人

日本獣医師会 事業担当：笹川

TEL 03-3475-1601